

町内一律料金でどこにでも移動できます！ ～新タクシー料金助成事業～



御浜町では、誰もが町内を移動できる体制づくりを進めています。

一定の要件を満たした方は、お住いの地域にかかわらず町内発着のタクシーを初乗り料金でご利用いただけます。

助成内容



基本助成：助成券1枚につき初乗り料金（680 円）で乗車できます。

《期間限定》※有効期限が令和8年10月1日から令和9年3月31日までの助成券を使用する場合は、乗車券1枚につき300円の自己負担で乗車できます。
（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で一部補助）

利用枚数：3ヵ月毎に最大12枚まで利用可能

※3ヵ月の期間とは、1月・4月・7月・10月から数えた3ヵ月です。

対象者

以下の要件全てに該当する方

- 御浜町に住民票がある18歳以上の方
- 自動車運転免許証を保有していない方 または 日常的に利用可能な自動車を保有していない方
※原動機付自転車免許及び小型特殊自動車免許のみの免許証は保有可能
- 一人でタクシーの乗り降りが可能な方
- 町税に滞納のない方

利用できるタクシー会社

美浜タクシー有限公司(御浜町阿田和) ☎ 2-2053

※裏面に注意事項を記載しています。

注意事項

- 助成券使用の対象は、町内発着のタクシー利用に限ります。
御浜町外からの利用もしくは町外への利用は出来ません。
(対象外の例)
 - ・紀南病院から新宮市へ行く。
 - ・神志山駅から熊野市へ行く。など
- 現金との引き換えはできません。
- 交付を受けた本人以外、使用できません。
また、他の者に譲渡及び売買できません。
- 助成券の再発行はできません。
- 出発地から目的地までの間で、寄り道（途中一時下車）での利用はできません。
例) 自宅から紀南病院へ行くまでの間に銀行へ寄り道を行う。
- 何らかの理由で新タクシー料金助成券を使用しなくなった場合等は、役場企画課までご連絡ください。
例) 町外へ転出した。
運転免許証を取得した。など

お問い合わせ先
御浜町役場 企画課 企画係
☎ 3-0507